

金融機関の融資先に関する

継続管理のポイント

① 法務・コンプライアンス面の チェックポイント



十六銀行 リスク管理部
永田 明良

ながた・あきら ● 2009年、十六銀行入行。17年7月～19年6月、財務省中国財務局金融証券検査官。同年7月より現職。09年、弁護士登録。19年、CAMS資格認定。

1 はじめに

金融機関が融資を行う際の基本的な考え方として「融資5原則」がある。「公共性」「安全性」「収益性」「流動性」「成長性」という5つの目線で融資可否を判断するとともに、融資先の状況把握を行うことが、金融機関職員の基本動作となっている。法務・コンプライアンス面の確認は、このうち「公共性」の原則と関係する。具体的には「金融機関は、常に社会的必要性に基づき資金の供給を心掛け、強

い社会批判の対象になるような取引ではなく、健全な融資を推進する」ことを意識して、融資先との対話や融資先から取得した資料の確認を行うこととなる。近年、反社会的勢力との関係遮断やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という）対策など、金融機関に対して、法務・コンプライアンス面での対応が求められる事項は多岐にわたり、また高度になっている。こうしたなか、融資先に生じる

状況変化次第では、その後の取引継続が金融機関にとってコンプライアンス上必ずしも適切とはいえない場合も考えられる。多くの金融機関においては、このような観点から、チェック内容をより詳細かつ具体的なものとしている。融資先の状況変化をいち早く把握し、適切に融資管理を行っていくためには、何より、融資先と直に接する営業店において、定められた手続きを踏まえ、実効性あるチェックを行うことが肝要である。本稿では、営業店における主

2

マネロン・テロ資金 供与対策の観点から

なチェックポイントについて、マネロン・テロ資金供与対策、反社会的勢力との関係遮断、その他に分けて、当局が示すガイドライン等を踏まえ整理する。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が前に所属した組織や現に所属する組織の見解ではないことをお含みおきいただきたい。

(1) 基本的な考え方——顧客管理（カスタマー・デュー・デリジエンス・CDD）
金融機関においては「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（注1）」を踏まえ、個々の顧客との取引関係に応じたリスク低減措置を講じることのできるよう「顧客管理」、具体的には、取引開始時等に「顧客がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどのようなか、資金の

金融機関の融資先に関する

継続管理のポイント

② 財務面での不正を見抜く

ポイント

1 はじめに

企業活動を数字面で知る唯一の方法と言ってもいいものが決算書である。昨今、決算書に対して不適切な会計を行う会社が増加してきている。上場企業で見ると2019年度に不適切な会計処理を行った上場企業は64社に上る(株式会社東京商工リサーチ調べ)。2009年度は24件であったことから約2・5倍に増えていることになる。

一口に不適切会計と言っても、粉飾決算、記載や会計処理

の誤り、着服・横領に分けられる。前記不適切会計を行った64社のうちで粉飾決算が28社と最も多かった。

粉飾決算とは、不正な会計処理を行って、決算書を実態よりもよく見せようとする行為のことをいう。粉飾決算には様々な手法があるが、基本的には売上を実態以上に上げるか、原価を実態以上に下げることのどちらかになる。すなわち利益をかさ上げすることを目的としているのである。

本稿では、粉飾決算として利

南公認会計士事務所
公認会計士 南俊基

みなみとしき●公認会計士、
税理士、日本証券アナリスト
協会検定会員、監査法人トーマツ、ソニー、財務省を経て現職。現在は、財務戦略、
管理会計に関するコンサルティング業務を行っている。



用される頻度が高い、架空売上、架空在庫、循環取引の3つの内容と仕組みを解説していき、あわせてこれらの不正を見抜く際のポイントも解説していく。

なお、本稿で使用する財務指標の計算式は【図表1】のとおりである。

2 架空売上

(1) 架空売上上の概要

架空売上とは、本来存在していない売上を、あたかも販売したかのように売上を偽装して計上する行為をいう。売上自体を

偽装しているため当然、不正取引に該当する。不適切会計のなかで、もつともイメージのしやすい取引といえる。

架空売上の場合、売上自体が存在していないため、売上の対価としての入金はないことがほとんどである。そのため、架空売上の場合、現金の入金ではなく売掛金が計上されることになる。受取手形は手形の発行があるため用いられることは少ない。架空売上の相手先はペーパーカンパニーのような架空会社の場合か、存在はしているが普段取引がない会社か少ない会社である場合に分類できる。

【図表1】財務指標の計算式

●売上総利益率 (%)	= 売上総利益 ÷ 売上高 × 100
●売上高営業利益率 (%)	= 営業利益 ÷ 売上高 × 100
●売上債権回転期間 (日)	= 売上債権 ÷ (売上高 ÷ 365)
●棚卸資産回転期間 (日)	= 棚卸資産 ÷ (売上高 ÷ 365)

金融機関が知っておくべき民事信託のポイント

弁護士 笹川豪介

一 民事信託の概要

1 信託とは

信託とは、契約・遺言等により特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従って財産の管理・処分

その他の目的達成のために必要な行為をすべきとすることをいいます（信託法2条1項、以下、条文のみを表記している箇所については信託法を指す）。

ここで、信託に際して財産を信託（拋出）する者を委託者、その信託（拋出）を受けて財産の管理・処分等を行う者を受託者、信託による利益を享受する

者を受益者といえます。受託者は、信託に際して拋出される財産の財産権を取得し、これにより、自身が元来有する財産（固有財産）とは別に、信託に際して拋出され、管理・処分の対象となる財産（信託財産）を有することになります。

受益者は受託者に対して信託財産の引渡し等を求める権利（受益債権）を有し、受益債権とこれを確保するために受託者等に対して一定の行為を求めることができる権利（監督権）を合わせて受益権といえます（2条7項）。

近年注目を集める民事信託（あるいは家族信託と呼ばれる

信託）については、法律上、あるいは慣習上明確な定義があるものではありませんが、委託者の親族が受託者となり、委託者の資産管理や生活支援、資産承継を目的として財産の信託を行うことを指していることが多いものと思われま

2 信託の一生

まず、信託がどのように成立してどのように終了するのか、いわば信託の一生について、その後、信託の関連当事者についての説明をします。

信託はその設定方法に応じて、契約の締結、遺言の効力発生等により効力が発生して成立

し（4条）、信託目的の達成や費用不足、信託契約に定められた事由の発生などの一定の事由の発生により終了します（163（166条）。信託終了後は清算受託者による清算がなされ、清算事務の結了により消滅します。ここで、別途触れる受託者の任務の終了と信託の終了は必ずしも一致するものではない（受託者の任務が終了しても信託は存在し続けるのが原則である）ことから、双方については区別して考えるようにしましょう。

信託の成立から終了までの間、信託については、当事者の合意等による変更ができます。

令和時代に求められる 地域企業支援のための 人材育成

第1回 令和の金融への対応、地域金融機関 の常識を変える必要性

追手門学院大学 経営学部 教授
経営学部長 水野 浩児



みずの・こうじ●南都銀行で10年以上中小企業支援、主計業務等を担当し、現在、追手門学院大学経営学部長として金融法務の研究を行い、全国の地域金融機関で研修を担当する。また、大建工業株式会社社外取締役として企業経営にも携わっている。

一 はじめに

令和2年2月28日に新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策で、セーフティネット保証4号が発動され、中小企業の資金繰り対応に追われている地域金融機関職員の動きが活発になっていきます。経営者にとって借入を増やすことは、たとえ無利息であっても辛いことです。地域金融機関職員としては、借入を返済する方法について、経営者に寄り添って考えることが最も重要になります。

地域金融機関は、保証協会等保全された融資の枠取り合戦に参加するだけではなく、真のリージョンシップバンキング機能の発揮が求められます。新型コロナウイルスで困っている地域企業に対して財務面だけでなく本業支援を行い、その結果、地域から評価された金融機関以外は、今後、生き残ることができないでしょう。令和元年12月に金融検査マニュアルが廃止され、融資先の貸倒引当金に対す

る考え方は柔軟になり、地域金融機関の独自の判断が厳しく問われる時代に入っています。地域金融機関に期待されることは、資金供給だけでなくコンサルティング機能を発揮した本業支援です。

本連載では、金融機関職員が事業性評価に基づく融資を円滑に行うために必要なスキルを明確にし、中小企業経営者に対してコンサルティング能力を発揮するためのポイントを解説していきます。

初回となる本稿では、金融行政の流れを再確認し、事業性評価の本質的意義について整理していきます。

二 令和の金融の本質

1 平成の金融から令和の金融へ

令和の金融における地域金融機関は、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定、実行に必要なアドバイス、資金使途に応じ